

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年2月16日

【会社名】 東洋テック株式会社

【英訳名】 TOYO TEC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田 中 卓

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区桜川一丁目7番18号

【電話番号】 06(6563)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 佐 藤 洋 誓

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区桜川一丁目7番18号

【電話番号】 06(6563)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 佐 藤 洋 誓

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 146,287,500円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

東洋テック株式会社東京支社
(東京都文京区小日向四丁目2番8号)

東洋テック株式会社名古屋支社
(名古屋市東区泉二丁目27番14号)

東洋テック株式会社神戸支社
(神戸市中央区港島中町二丁目3番6号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	124,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数：100株

- (注) 1 平成30年2月16日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり、(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	124,500株	146,287,500	
一般募集			
計(総発行株式)	124,500株	146,287,500	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,175		100株	平成30年3月12日		平成30年3月12日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
東洋テック株式会社 本店	大阪市浪速区桜川一丁目7番18号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 大阪営業部	大阪市中央区備後町2丁目2番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
146,287,500		146,287,500

(注) 有価証券届出書作成等の費用は、当社の管理費として処理します。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額146,287,500円につきましては、平成25年12月にスタートしました売上金回収サービス（TEC-CD）の拡販に伴い、当該サービスの運営に係る売上入金機の購入資金や売上入金機へ入金された売上金を回収するのに先行して当社が導入先企業の指定金融機関口座へ振り込むための資金が増加することから、平成30年3月12日以降、このサービスの運転資金に充当する予定であります。

なお、上記資金使途に充当するまでの間の資金管理は、当社預金口座にて行います。

(注) 売上金回収サービス（TEC-CD）とは、店舗等に売上入金機を設置することにより、導入先企業の複雑な売上金の計算、収納、現金管理、金融機関への入金等の売上金管理を当社がトータルでサポートするサービスです。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要(平成30年2月16日現在)

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番11号 (晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーY)
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 桑名 康夫
資本金	51,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る信託業務・銀行業務
主たる出資者及びその出資比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社：66.66% 株式会社りそな銀行：33.33%

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託受託者として、当社が株式会社りそな銀行従業員持株会支援信託に対して割り当てる当社株式を取得するものです。

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先は、当社の普通株式81,500株(0.7%)を信託財産として保有しております。また、割当予定先の出資者である株式会社りそな銀行において当社の普通株式400,000株(3.4%)を保有しております。
資金関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。 但し、当社取締役のうち3名が割当予定先の出資者である株式会社りそな銀行の出身者であります。
技術又は取引関係	信託(従業員持株会支援信託E S O P)取引があります。 また、割当予定先の出資者である株式会社りそな銀行とは、銀行取引、信託銀行取引があります。

(注) 出資関係における割当予定先の当社株式の保有株式数は、平成29年12月31日現在のものであります。

(従業員持株会支援信託E S O P(以下、「本プラン」といいます。))の内容)

当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする従業員持株会支援信託契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、株式会社りそな銀行は、信託事務の一部を委託することを目的として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(再信託受託者)に、本信託に属する信託財産を再信託します。割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(以下「信託口」といいます。)は、当該再信託に係る契約によって設定される信託であります。

1. 概要

本信託は、「東洋テック従業員持株会」(以下、「本持株会」といいます。)に加入する東洋テック株式会社及び同社グループ会社の従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本信託は、その設定後3年間にわたり本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、予め一括して取得し、信託口に再信託します。信託口は、本持株会に対して、定期的に当社株式を売却していきます。本信託終了時まで、信託口による本持株会への当社株式の売却を通じて、信託口の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する本持株会会員に分配します。本信託の受益者適格要件は、本信託終了時に本持株会に加入していること、また、残余財産の分配基準は、本信託期間中に本持株会の会員各々が購入した株式数を基準としております。

なお、当社は、本信託が当社株式を取得するための借入について保証をしており、本信託終了時において当社株式の価格の下落により、当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

第三者割当については、当社と本信託との間で本届出書の効力発生後に締結される予定の株式総数引受契約に基づいて行われ、本信託を通じて信託口が当社株式を取得します。

信託口の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人及び受益者代理人が本信託契約に定める「議決権行使のガイドライン」に従って、信託口に対して議決権行使の指図を行い、信託口はその指図に従い議決権行使を行います。

(ご参考) 本信託の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託(他益信託)
信託の目的	本持株会に対する当社株式の安定的、継続的な供給及び受益者要件を充足する当社及び当社グループ会社の従業員に対する福利厚生制度の充実
委託者	当社
受託者	株式会社りそな銀行 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	本持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	信託管理人となる要件を充足する当社従業員
信託契約日	平成30年3月5日
信託の期間	平成30年3月5日～平成33年3月31日
議決権行使	受託者は、本持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の数	130,200株(予定)
取得株式の総額	152,985,000円(予定)
株式の取得方法	当社自己株式の処分による取得及び株式市場からの取得(立会外取引による取引を含みます。)

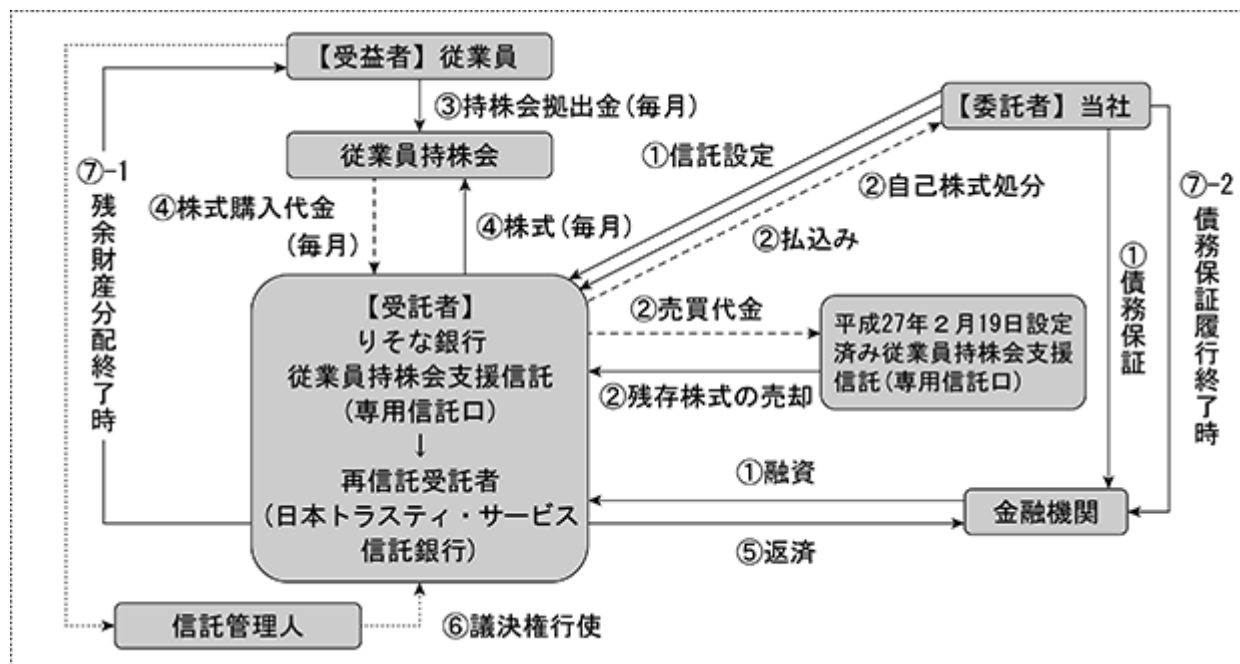
2. 本持株会へ売り付ける予定の株式の総数

130,200株

3. 受益者の範囲

本信託契約で定める信託契約終了日において、本持株会に加入している者のうち、本信託契約で定める所定の受益者確定手続の全てを完了している者を受益者とします。

(本信託の仕組み)



当社は従業員持株会支援用の信託口を設定し、当該信託は金融機関から株式購入資金の融資を受ける(当社は当該融資に債務保証する)

専用信託口は、借入金を原資として信託期間内に本持株会が取得すると見込まれる数の当社普通株式を、金庫株式の処分(第三者割当)及び平成27年2月19日設定済みの従業員持株会支援信託からの残存株式の買付によって取得する。

従業員は毎月本持株会に持株会拠出金を支払う

本持株会は一定期間にわたり専用信託口から毎月株式を購入する

専用信託口は、株式売却代金等を原資として金融機関に借入金を返済する

専用信託口の株式の議決権は信託管理人が行使する

- 1 株価上昇により専用信託口に借入金完済後も残余財産がある場合 当初定める方法に従い、受益者(従業員)に財産を分配する
- 2 株価下落により専用信託口において借入金の返済原資が不足した場合 当社が金融機関に対して保証債務を履行

c 割当予定先の選定理由

野村證券株式会社から本持株会の加入率や拠出金額の拡大を企図して提案のあった本プランの導入にあたり、当社が考慮したのは、野村證券株式会社は当社の主幹事証券であり、本持株会の運営事務を同社に委託していること、株式会社りそな銀行は当社のメインバンクであること、の二点であります。これらを総合的に判断した結果、本持株会や株式に関するアドバイスを野村證券株式会社より受け、株式会社りそな銀行(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))を割当予定先として選定することが、当社及び受益者双方にとって望ましいと判断いたしました。本プランは、信託財産の管理により得た収益を、本持株会の会員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社グループの企業価値向上を図ること及び本持株会に対して当社株式を安定的に供給することを目的としております。

また、当社は、本信託の導入に関わりなく機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、本信託導入にあたり、金庫株の有効活用のため自己株式の処分を行うことといたしました。

d 割り当てようとする株式の数

124,500株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、本信託期間中の3年間に本持株会に対し毎月定期的に保有株式を売却するために保有するものです。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、本信託契約により確認を行っております。当該信託金については、本信託の受託者(株式会社りそな銀行)が株式会社りそな銀行からの借入金によって調達する予定である旨を責任財産限定付金銭消費貸借契約によって確認しております。

上記責任財産限定付金銭消費貸借契約は、平成30年3月5日に締結する予定であります。

なお、当該責任財産限定付金銭消費貸借契約は、借入人である株式会社りそな銀行、保証人である当社、貸付人である株式会社りそな銀行間で締結され、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人である当社が保証債務を履行する内容となっております。

割当予定先 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)

借入人 : 株式会社りそな銀行

保証人 : 当社

貸付人 : 株式会社りそな銀行

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使等について、本信託に係る信託管理人又は受益者代理人の指図に従い行使することになります。信託管理人は、本契約締結時及び信託財産である株式の発注時において当社に関する未公表の重要事実を知らないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

なお、信託管理人及び受益者代理人は、信託口に対して議決権行使等に関する指図を行うに際しては、本信託契約及び本信託契約に定める「議決権行使のガイドライン」(不統一行使となった場合には信託財産である当社普通株式の議決権行使の総数に賛成または反対、棄権の比率に乗じて、賛成または反対の議決権を行使し、あるいは棄権する数を算出し行使する)に従います。

なお、割当予定先及びその原信託受託者である株式会社りそな銀行(以下、「割当予定先等」といいます。)が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否かについては、割当予定先等が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先等のホームページ及びディスクロージャー誌等の公開情報に基づく調査並びに本信託契約を確認し、当社としましては、割当予定先等が特定団体等と何ら関係を有していないと判断いたしました。

当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 処分価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

1株当たりの処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間(平成30年1月16日から平成30年2月15日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である1,175円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均を基準としたのは、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除できること、また、当社の株価は、日経平均株価と比較して変動幅が大きく、株価の短期的変動が比較的起きやすいものと認識しており、1ヶ月平均を採用する方が、株価水準がより平準化され、算定根拠として客観性が高く合理的であると取締役会で判断いたしました。

処分価額1,175円は、取締役会決議日の直近日(平成30年2月14日)の終値である1,160円に対しての乖離率+1.29%であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヶ月間(平成29年11月16日～平成30年2月15日)の終値平均1,175円(円未満切捨て)からの乖離率±0.00%、同直近6ヶ月間(平成29年8月16日～平成30年2月15日)の終値平均である1,165円(円未満切捨て)からの乖離率+0.86%となっております。(乖離率はいずれも小数第三位を四捨五入して表記しております。)

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち3名は社外監査役)全員が、本自己株式の処分が本プランの導入を目的としていること及び上記処分価額が取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均であることに鑑み、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、本持株会の買付実績(直近の月例買付、賞与買付、奨励金及び配当再投資の実績額)を年次換算した年間買付予定額の3年分(信託設定期間)を算出し、この3年分の予定額(153百万円)を処分価額(1,175円)で除した株数(130,200株)から、平成27年2月19日設定済み従業員持株会支援信託の残存株式見込み株数(5,700株)を差し引いた株数(124,500株)であります。

また毎月本持株会へ少しずつ譲渡されますので、株式が大量に株式市場に流出することは考えられず、本自己株式処分による株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると判断しております。なお、希薄化の規模は発行済株式数に対し1.09%(平成29年12月31日時点の総議決権数106,241個に対する割合は1.17%)となります。(割合は小数第三位を四捨五入して表記しております。)

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
セコム株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目5-1	2,914,100	27.43	2,914,100	27.11
関西電力株式会社	大阪市北区中之島3丁目6-16	1,535,900	14.46	1,535,900	14.29
株式会社近畿大阪銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	400,090	3.77	400,090	3.72
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	400,000	3.77	400,000	3.72
富士通株式会社	川崎市中原区上小田中4丁目1-1	377,520	3.55	377,520	3.51
A I G 損害保険株式会 社	東京都港区虎ノ門4丁目3-20	335,210	3.16	335,210	3.12
東洋テック従業員持株 会	大阪市浪速区桜川1丁目7-18	257,561	2.42	257,561	2.40
セントラル警備保障株 式会社	東京都新宿区西新宿2丁目4-1 新宿NSビル	241,700	2.28	241,700	2.25
株式会社ユニテックス	大阪市浪速区桜川4丁目1-32	232,900	2.19	232,900	2.17
株式会社ディー・ケイ	大阪市中央区城見1丁目2-27クリスタルタワー	230,000	2.16	230,000	2.14
計		6,924,981	65.18	6,924,981	64.43

(注) 1 平成29年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 上記のほか当社保有の自己株式810,449株(平成29年12月31日現在)があり、当該割当後685,949株となります。

3 所有議決権数の割合は小数第三位を四捨五入して表記しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書(第53期事業年度)及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後(平成29年6月22日提出)、本有価証券届出書提出日(平成30年2月16日)までの間に生じた変更・その他事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている「事業等のリスク」における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第53期事業年度)の提出日以降、本有価証券届出書の提出日(平成30年2月16日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成29年6月23日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年6月21日開催の第53期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額159,444,165円

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月22日

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員が任期満了となることから、取締役として田中 卓、仁田吉彦、岡本 豊、石橋総太郎、市橋清弘、浅中靖作、森本 孝、福満純幸、宮永 亮、池田博之、尾関一郎の12名を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、予め補欠監査役として前中 潔を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	95,312	13		(注)	可決 99.99
第2号議案 取締役12名選任の件					
田中 卓	95,303	22			可決 99.98
仁田吉彦	95,303	22			可決 99.98
村上正年	95,303	22			可決 99.98
岡本 豊	95,303	22			可決 99.98
石橋総太郎	95,303	22			可決 99.98
市橋清弘	95,303	22		(注)	可決 99.98
浅中靖作	95,303	22			可決 99.98
森本 孝	95,303	22			可決 99.98
福満純幸	95,302	23			可決 99.98
宮永 亮	95,302	23			可決 99.98
池田博之	95,303	22			可決 99.98
尾関一郎	95,302	23			可決 99.98
第3号議案 補欠監査役1名選任 の件				(注)	
前中 潔	95,303	22			可決 99.98

(注) 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第53期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月22日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第53期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月23日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第54期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月9日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月21日

東洋テック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉 村 祥 二 郎

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石 原 伸 一

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋テック株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋テック株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東洋テック株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、東洋テック株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月21日

東洋テック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 祥 二 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 原 伸 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋テック株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋テック株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月6日

東洋テック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 祥 二 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 原 伸 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋テック株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋テック株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。